

プロポーザル参加予定者 様

琴浦町役場総務課長 山田 明

質問回答について (回答)

このことについて、下記のとおり回答します。

記

公募型プロポーザル参加表明書作成等に関する質問回答書	
業務名	住民情報システム標準化対応業務
提出年月日	令和 6 年 7 月 1 9 日
質問事項	回 答
「本業務の期間は、令和 6 年度における業務契約締結の日から原則として令和 8 年 3 月 2 5 日までとし、」とありますが、不測の事態が生じた場合、最悪、履行期間内に業務完了出来ない可能性もあります。仮に工期内に業務完了出来なかった場合、工期延長は可能でしょうか？	<p>本業務は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「法律」という。）及び地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「基本方針」という。）に基づいて、当町における住民情報システムの標準化対応を委託するものであり、現時点においては、令和 7 年度末までに業務を終えることが原則となります。</p> <p>ただし、不測の事態が生じ、期限内に業務を終えることが困難となることが見込まれる場合には、国へ『移行困難システム』対象として速やかに報告し、国からの指示等を踏まえながら、受注者と協議の上、対応を行うこととします。</p>